

財団法人長岡市体育協会寄付行為

平成 8 年 4 月 1 日
新潟県教育委員会許可
教保第 1 号

変更 平成 8 年 12 月 2 日 (新潟県教育委員会許可
教保第 8 6 8 号)

変更 平成 10 年 4 月 23 日 (新潟県教育委員会許可
教保第 1 3 5 号)

変更 平成 12 年 4 月 28 日 (新潟県教育委員会許可
教保第 2 4 4 号)

変更 平成 18 年 2 月 9 日 (新潟県教育委員会許可
教保第 8 0 0 号)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人長岡市体育協会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を新潟県長岡市学校町 1 丁目 2 番 1 号 長岡市市民体育館に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、長岡市における体育・スポーツを普及・振興し、市民の体力向上と スポーツ精神の高揚を図り、もって健康で明るく活力のある市民生活の向上発展に資するとともに、長岡市における各種スポーツ団体の育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市民の体力向上に関する事。
- (2) スポーツ精神の高揚に関する事。
- (3) 競技力の向上及び普及に関する事。
- (4) 加盟団体の強化発展と連絡融和に関する事。
- (5) 各種大会、講習会等の実施、誘致及び援助に関する事。
- (6) 指導者の育成に関する事。
- (7) スポーツ少年団の育成に関する事。
- (8) スポーツの調査研究に関する事。
- (9) スポーツ活動の顕彰に関する事。
- (10) 広報及び啓発活動に関する事。
- (11) 長岡市その他関係機関の協力に関する事。
- (12) 長岡市が設置する体育施設の管理運営受託に関する事。
- (13) その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う事。

第 2 章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第 5 条 この法人の加盟団体は、理事会及び評議員会が承認した次の団体とする。

- (1) 長岡市を統括する各種競技団体及び学校体育団体
- (2) 長岡市の一定の地域を統括する地区体育協会
- (3) その他理事会及び評議員会の承認を得て指定した団体

2 加盟団体になろうとする団体は、別に定めるところにより加盟申込みをし、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

3 加盟団体は、別に定める負担金を毎年納入しなければならない。

4 加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき。
- (2) 団体が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

5 加盟団体が脱退しようとするときは、理由を付して脱退届けを会長に提出しなければならない。

6 加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の同意を得て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 負担金を納入しないとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に背く行為があったとき。
- (3) 前各号のほか、この法人の加盟団体としての義務に違反したとき。

(賛助会員)

第 6 条 この法人の賛助会員は、この法人の目的に賛同し、この事業を援助する個人又は法人等の団体とする。

2 賛助会員になろうとするものは、入会申込みと同時に別に定める会費を納入しなければならない。

3 前項の規定に定めるもののほか、賛助会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 7 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品及び賛助会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 補助金、交付金及び委託料
- (6) 加盟団体負担金
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第8条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第9条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第10条 基本財産は、処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県教育委員会の承認を得て、その一部を処分し、その全部若しくは一部を担保し、又はその一部を運用財産に繰り入れることができる。

(経費の支弁)

第11条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 会長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(暫定予算)

第14条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、収支予算が成立する日まで前年度の収支予算に準じ、収入又は支出をすることができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した収支予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第15条 この法人の事業報告及び収支決算は、次に掲げる書類により会長が調整し、事業年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

(長期借入金)

第16条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめその旨を新潟県教育委員会に届け出るとともに、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担及び権利の放棄)

第17条 第10条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほかこの法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとする場合は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、新潟県教育委員会の承認を得なければならない。

第4章 役員等

(役員)

第18条 この法人に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 若干名

(3) 専務理事 1人

(4) 常務理事 3人以内

(5) 理事 20人以上35人以内(会長、副会長、専務理事、常務理事を含む。)

(6) 監事 3人以内

(顧問及び参与)

第19条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱し、この法人の重要事項について諮問に応じ意見を述べることができる。

(役員を選任)

第20条 会長は、評議員会で推挙する。

2 理事及び監事は評議員会で選任する。

なお、会長は選任理事のほか適当な者を評議員会の同意を得て、理事に委嘱することができる。

3 副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第21条 会長は、この法人を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、

会長があらかじめ指名した順序により、会長の職務を行う。

- 3 専務理事は、会長の命を受けて会務を掌理する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、日常業務を掌理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 資産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の会務執行状況を監査すること。
 - (3) 資産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会又は新潟県教育委員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員任期)

第22条 この法人の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員が辞任又は任期満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員解任)

第23条 役員が各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意を得てその役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第24条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 この法人の役員には、職務のために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関して、必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第26条 理事会は、この寄付行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

(開催)

第27条 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 第21条第6項第4号の規定により監事が招集するとき。

(招集)

第28条 理事会は、前条第3号の場合を除いて会長が招集する。

2 会長は前条第2号の場合には、請求の日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所をあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第30条 理事会は、理事3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 理事会の議事は、この寄付行為に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について表決し、又は他の者を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席理事の中から、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第34条 この法人に、評議員を置く。

- 2 評議員の数は、40人以上50人以内とする。
- 3 評議員は、加盟団体から各1名選出する。
- 4 評議員には、第22条及び第23条並びに第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第35条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、第10条、第13条、第15条、第16条、第17条及び第39条から第41条までに関する事項について審議し、助言する。
- 3 評議員会は、前項に定めるもののほか会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 4 評議員会は、会長が招集する。
- 5 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 6 評議員会には、第28条第3項及び第30条から第33条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第7章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第36条 この法人に専門の事項を審議するため、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する専門委員をもって組織する。
- 3 専門委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 スポーツ少年団

(本部の設置)

第37条 この法人に長岡市スポーツ少年団本部（以下「少年団本部」という。）を置く。

- 2 スポーツ少年団とは、青少年がスポーツ活動を行うことを目的とし、併せて文化活動及び奉仕活動を計画的かつ継続的に行うために自主的に結成した団体をいう。
- 3 少年団本部について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に規程を定める。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第38条 この法人の事務を処理するため事務局をもうけ、会長が委嘱又は任命す

る職員を置く。

2 事務局に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第39条 この寄付行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第40条 この法人は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県教育委員会の認可を得たときに解散する。

(残余財産の処分)

第41条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県教育委員会の認可を得て、長岡市又はこの法人と類似の目的を持つ他の公益法人に寄付するものとする。

第11章 補則

第42条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附則

- 1 この寄付行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第13条第1項の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず設立許可のあった日から平成9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第20条第1項及び第2項又は第34条第3項の規定にかかわらず、別紙名簿のとおりとし、その任期は、第22条本文の規定にかかわらず平成10年3月31日までとする。
- 5 従来、長岡市体育会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

附則

この寄付行為は、新潟県知事の認可があった日から施行する。

附則

この寄付行為は、新潟県知事の認可があった日から施行する。

附則

この寄付行為は、新潟県知事の認可があった日から施行する。

附則

(施行期日等)

この寄付行為は、平成18年4月1日から施行する。